九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

宮崎孝治郎著「民法學の對象」（昭和二三年）

大原，長和
九州大学法学部 ： 教授

https://doi.org/10.15017/1232

出版情報：法政研究. 16 (3/4), pp.105-115, 1949-03-31. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

して倒れられたことは、まことに悲しむべきことである。もはや、われわれの疑問に對しても、直接の御教示を仰ぐことはできない。ただ、自らの道を自ら探りあてて、よちよち歩みつづける以外にはない。さう思ひつつ、この紹介を草するわたくしの心は、破れんばかりである。今後のたゆまざる研究を誓ひつつ筆を擱く。

（昭二四・二・一）

宮崎孝治郎著「民法學の對象」（昭和二三年）

大原長和

一

民法改正という事態の發生は、多くの民法學文獻を加えた。然し、學問的見地よりみるとき、將來に殘るべき書は、果してその中の幾何であろうか。その大部分は再び「立法者の三つの訂正の語があれば忽ち反故と化す」べきものではないであろうか。民法學徒の一人としていさゝか寂寥の感なきを得ない。

かゝる時、「今日に至るまでの民法學研究の總括」と稱せられる宮崎教授の本書が學界に提供せられた。民法學の發展を祈る學徒の一人として衷心より欣快にたえない。若輩淺學をも顧みずこゝに紹介の筆を執る所以も、紹介者の歡喜と敬意の微衷を表明するものに外ならない。

本書は、確かに教授自らも謂われる如く、教授の民法學研究の總結算ともいうべきもので、教授の法本質觀に始まり、民法の意義から民法學の對象えと論議を進められ、民法學の對象としての「所有權」、「契約」、「家族」の三法範疇を廻づて、獨自の理論を展開せられている。そこに取扱われているテーマは皆根本的なるものに關わり、その及ぶ領域は極めて浩大である。今茲に、その所說の詳細を紹介してその一つ一つに關して私見を附加するは、到底爲し能う處ではない。先づ簡略に、私の理解し得た範圍での教授の所說をまとめて紹介し、最後にその一、二の問題について私の疑問とし、更に教授の示教を仰ぎたい事項を述べてみることにしたい。

二

教授に據れば、法は文化現象の一として人間の創造力によつて發生進展して來たものである。法も結局、自我と他我との關係を規律する規範に外ならない。法は人と人との

關係の規範、人の理性によつて認識せられ生成せしめられるもの、として人間の本質、人間の本能とか、根本的衝動とかと離る可からざる關係にある。法は與えられるものではなく常に創られるもの、であるが、法を生成進化せしむる人間の根本的本質は何であるか。それを教授は人間の自由欲求性と統制欲求性とに歸する。人間の自由欲求性に基く自我の恣意、それをのみ許すことは團體生活の破綻を意味するから、各人の行動の範圍を限定し自我の主張を抑制する必要に迫られる。法の萠芽がそこに芽生える。かくして主觀的權利から客觀的法の確立を促し、逆に主觀的權利が客觀的法によつて規律せられることとなる。然しそのことは法の固定化を招來してはならないから、社會情勢の變遷に適應して法の改廢が行われねばならない。法の進化は、人間の自由欲求性と統制欲求性との交替的及び競合的顯出によつて、辯證法的に行われて行くものである。

これが教授の根本的立脚點である。本書は要するに、かゝる教授の「法現象進化の基底」觀（詳細は臺北大、文政學部研究年報第三輯參照）を、教授が以て民法學の對象とせられる、「所有權」、「契約」、「家族」に於て論證せんとせられるものである。（以上第一章自我の擴大と法）

三

教授の解せられる處に據れば、法は、社會に於て生存する人々の極めて複雜な法關係を支配する、外部的拘束力ある規範の全體であり、民法とは、この廣汎な意義に於ける法の一部であつて、私的な社會生活の規範を指す。更に具體的に謂えば、民法は一般私生活に於ける生活關係の規律を目的とする裁判規範である。從つて、それは行爲の準則ではないことを强調せられる。然し、民法の諸規定が結果的に人々の行爲を規律し、抑制する機能をもつことは勿論である、と附加えられる。

扨て然らば、主題の「民法學の對象」とは何であろうか。教授の所說に耳を傾けよう。民法は私的社會生活の規範であり、民法學は斯る規範を發見し、叙述し、解釋することを主たる目的とする學的體系である。從つて、その對象は社會を構成する個人と個人との關係であり、家族關係と財產關係とに分ち得る。比較法學的見地に立つて、現在世界諸邦に行われている民法典を基礎として考察すれば、民法學の對象は、「所有權」と「契約」と「家族」の三者である。

民法學の對象は、社會の構成運營上に於ける根本的事實であり、基礎的制度である。從つて人間の本質の最も顯著に反映せられている部分であり、時代と國籍とを超越して

普遍的な現象である場合が多いのである。

次に教授は、本書公刊の目的を明かにせられる。曰く、民法典に規定せられている所有權、契約、家族が如何なる沿革に基き、如何なる本質を有するものであるかということを明かにすることは、現行民法典の諸規定を理解する上にも必要缺くべからざることであり、新民法典の解釋に際しても參考となるものと思う。これ私が本書を公刊しようと意圖した主たる目的であり、本書を民法を學び初めんとする人々にも、又一通り民法學を聽講した人々にも讀んでいただき度いと思う所以である。斯くて民法學の對象についても比較法制史的・比較法學的に考察する必要があり、そのような態度で研究することによつて、わが民法典の特質を明かにし得るし、其諸規定の意義を充分に把握することを可能ならしむるものと考える、と。(以上第二章民法の意義と其對象)

四

「所有權」。所有權に關しては、先づゲルマン民族を中心としてその所有權成立の經濟的、社會的背景を觀察することから始まり、古代に於ける所有權、中世封建制下の所有權、近代殊にフランス大革命以後に於ける所有權を究明せられる。この所有權の比較法制史的研究は、契約及び家族のそれを含めて、教授の最も得意とせられる處であり、「その歴史的部分は一行として確實な典據なくして記述した部分はない」(跋三頁)ものである。こゝに粗略なる拔き書をすることは、教授の血のにじむ勞苦の結晶に對する冒瀆であろう。讀者が自ら精讀せられんことを冀うものである。

かくて教授は、所有權の本質と其運命に關しては、次の如く結論せられる。

所有權史は所有權絶對の原則から所有權制限の動向えと進みつゝある。然らば、遂には私所有權は否定さるゝに至るべきか。現代に於ては、所有權は最早不可侵的且つ絶對的權利ではないとしても、私所有權はやはり存在し、又存在せねばならぬ。所有權の存在は、社會の安定と繁榮と、個人の自由と幸福のために缺くべからざる條件だからである。極端な集産主義的學說は野蠻えの復歸に外ならない。所有權發達の歴史を客觀的に觀察すれば、所有權は家族維持の必要から生じたものであり、極めて人間性に富んだものであるからである。所有權は人間の本質に基き、社會的、經濟的必要に應じて發生し、長い歴史的經緯を通じて發達して來たものである。從つて、ある物がある人の所有權の對象となるには、當該の社會に於ける承認を必要とする。然らば社會は何故に各個人に所有權を認めるのであろ

うか。それは社會は「社會の安定」を欲するが故に外ならない。また、所有權は對象と人格との結合を媒介するものであり、對象は所有權を通じて人格の中に吸收せられる。斯る角度から觀察すれば、所有權は人格に固着する自由の前提條件である。所有によつて安定を得、安定によつて自由たることを得る。そうして安定と自由の存する所に文化の創造が初めて可能となる。然し所有權の內容たる對象の使用、收益、處分の自由は、あらゆる社會上の制度と同じく絕對的のものではなく、歷史と共に動く相對的のものである。現實的社會情勢に應じて其機能に伸縮性を有すべきものである。これ卽ち「所有權の彈力性」である。人間は常に人間として止まる限り、其心の最奧に於て、人間的、家庭的生活の安定條件として私所有權を欲するのであり、また人間は家庭を離れては眞の幸福と滿足を見出し得ないからである。（以上第三章所有權）

五

「契約」。契約は種々の、しかも內容的に相異なるのではあるが、相對應する利益の調和を實現する手段である。其種類は無數に存在するのではあるが、契約に參加する人々の意思の合致を其核心とするものである。

かくて教授は、契約の歷史を顧みつゝ、其本質を明かにしようとせられる。原始時代の契約、ギリシヤ・ロトマ以後の契約思想、中世封建制下に於ける契約、近代殊にルネッサンス以後に於ける契約思想が、教授の豐かな學識に基いて展開せられて行く。かくてフランス大革命以後、契約自由の原則は、所有權絕對の原則と並んで、資本主義社會發展の基礎となつたわけであるが、然し契約自由の名の下に、經濟上の優者が弱者を壓迫する手段に供せられるに至り、契約自由制限の傾向を招來し、更に進んでは「契約より制度え」と唱える學者も現れて來た。然らば契約は近き將來に於て消滅し去るであろうか。

この問題に關して教授はこう答えられる。

自由經濟が、統制經濟え、更に計畫經濟えと變遷するにつれて、契約のもつ意義が稀薄になり、契約より制度えの傾向も否定はされぬのであるが、現在行われている强制的、權力的經濟機構中には、戰時及び戰爭直後の緊急な必要に基き、一時的現象たるに止まるものも尠くないのであり、又苟くも私人に認められた自由に處分し得る生活財、生活關係の存在する限り、此等が私人の合意に基いて、移轉、變更、處理される事實を否定し去ることは不可能である。契約の內容が個人の自由に支配し得る生活財、生活關係の交流に存する以上、苟くも人間の自由が認められる限

り、契約環境の變化によつて、其重要性の增減はあるにせよ、契約そのものは、人間の歷史から消滅し去る日は來ないであろう。（以上第四章契約）

六

「家族」。教授は、民法學の對象としての家族の性格を明かならしむるために、第一にわが法制史上に於ける家族制の沿革を、主として家族構成、婚姻、相續の諸關係を中心として考察し、つぎに家族のもつ經濟的意義を論じ、最後に家族の本質を哲學的、社會學的、法學的見地から究明せんとせられる。

家庭法は歷史的所與であつて、單なる技術的構成物たり得ない點に、其特質を有する。その意味に於て、現存のわが「家族」の存在理由を檢討するには、わが家族制度をかえりみることが必然的に要求せられる。

かゝる見地に立つて、教授は（Ⅰ）上古（Ⅱ）中古前期（Ⅲ）中古中期（Ⅳ）中古後期（Ⅴ）近古　に分けて、日本家族小史を回顧せられる。

次に家族の經濟的意義を（A）氏族制時代（B）家父長制時代（C）近代的家族制時代　に分けて歷史的に究明せられ、近代經濟生活に於て家族の營む機能からみて、生產主體としての家族、消費主體としての家族、勞働者の供給源としての家族が考察せられる。

教授は、「家族」の本質を、人格なる理念を通じて、其意義を保有する法律上の根本概念の一つである、とせられる。而して冥想的觀念論の立場からは、此の家族という關係を完全に把捉することは出來ぬとて、その歷史的な證明としてカントの婚姻觀、家族觀を擧げられる。カントは兩親と其子等との關係をも、一の抽象的な法律關係として理解したのであり、其結果、兩親と子等とは債權者と債務者であり、他の點に於ては、主體と客體の如く對立するものとしたのであつて、家族は自由人によつて構成される協同體であるなどとは少しも考えなかつたのである。續いてフィヒテ、ヘーゲルの所說を紹介されるが、現代に於ける婚姻制度、家族制度は極めて多面的、且つ複雜なものであつて、之等哲學者の所說は觀念的、一面的であつて現實的家族生活を說明するにはいずれも不充分である、と極めて簡單に片付けられる。

然らば現代に於ける婚姻、家族は、如何樣に多面的、複雜なのであろうか。

教授は、家族は離す可からざる三つの要素、即ち自然的、道德的、法律的要素と結合しているのであつて、其一を除外しても、その妥當な規整、解釋は不可能である、と

考えられるのである。婚姻について、其自然的、道德的性質を認めないものはないのであるが、往々にして、その道德的、事實的性格、或はサクラメントとしての宗教的性質を强調するのあまり、其法律的性質を否定せんとするのは妥當でない、家族や婚姻の問題に於て、その法律的、政治的面を看過し得ないことは明かである。

最後に、新憲法と傳統的家族制度との關係は如何に考うべきであろうか。

教授は、新憲法、新民法の制定を廻つて、わが古來の家族制度を、その「封建性」の故に全廢すべきであるという論議を聽くのは遺憾である、と言われる。

その理由とせられる處は凡そ次の如くである。わが國の傳統的な家族制度の眞の根柢をなすものは、父母の殊に母の子に對する沒我的愛と、子の父母、祖先に對する無限の感謝である。地勢に基く相對的孤獨性と大なる自然力に對する關心とが、わが國の家族制度を特殊なものたらしめ、その獨自の發達を促した。斯くして發生した氏族群、家族群が相互に血緣關係によつて擴大したものが日本國家であり、かようにして「家族國家」としての日本が成立した、倫理思想も全く家族的道德である。そのことから、婚姻の成立については、その兩親の同意を得ることを必要とするものとすべきだ、相續の面に於ても精神的存在としての家（教授は之を宗教家態と名づけられる）は存續せしめる必要がある、祖孫一體として觀念せられている家は近代民主義の精神と背馳するものではなく、廢止すべきではない、というのである。

續いて、改正民法に對する具體的批判として、(1)家產制度の設定を許すべきこと、(2)必ずしも平等分割相續制をそのまゝ適用し得ざること、(3)家庭法上の法律關係は、一般に其性質公法上のそれと類似し、或程度の不平等及び服從が要請せられていることを指摘せられる。

斯くて教授の所說は、次の言葉で結ばれている。

家庭法は、「自然的、道德的、社會的關係を其基底とするのであるが、それが一の法現象として現われる限り、家庭の平和を保障し保護するものは、また法的原理でなければならぬ。そうして法は人の自由欲求性と統制欲求性とに基いて生成進化するものである以上、家庭法の指導原理も、まさにこの兩者の善美なる調和への努力に存しなければならぬと信ずる。」（以上第五章家族）

七

以上が本書の概觀である。一讀して先づ感ぜらるゝことは、教授の智識の廣汎に亙ることである。「所有權」、「契

約」、「家族」その一つ一つが民法學のアポリヤであり、一民法學者の手にあまる對象である。而も教授は、その各々に關して、單に法學的たるのみならず比較法制史的、社會學的、經濟學的、更には哲學的解明迄をも試みられる。教授の抱負と造詣には感服せざるを得ない。然しそれが餘りにも廣範圍に亙るため、全體から受ける印象が、やゝ雜駁でまとまりがつかない樣な氣がする（もつともそれは、限られた頁數の中にこれ程多くの問題を、よくキー・ポイントをつかんでまとめられた教授の努力を多とすべきものであるかも知れないが）。一つ一つの問題が皆根本的解明を必要とするものである。あまり問題を出し過ぎて、—法制史的部分を除いて—結論の羅列に終つている感がなきにしもあらずである。即ち理論的にみて、獨創的見解の乏しいのを遺憾とする。法の定義、民法の意義、所有權、契約、家族の本質やその運命に關する結論、全て從來の通說を集大成し、いわば一大パノラマを作成した、という以上に（かゝる企て自體の意義の存することは勿論であるが）は特別の學問的價値が附加せられたであろうか。勿論、教授の紹介せられた資料の中には瑞典古代の aerfpa (terra avita) の制度の如く貴重なるものが少くない。然し學問は「智識」ではない。「民法學に關する歷史的理論的智識を整理し、（跋三頁）羅列しただけでは未だ學問とは言い得ないのである。例えば、教授の民法の「比較法學的研究の必要」（一七一頁）は、私の雙手を擧げて贊同する處である。然し、謂う所の比較法學的研究とは、各國各時代の法制の寄集め的羅列では意味をなさない。かゝる法制を生出した社會的、經濟的構造の法社會學的研究、更に進んでは、一定の歷史的經濟的社會に於て「生きている法」をして生かしめている法理念の、法哲學的究明にまで至らねばならぬ。かくして初めて、一見全く相異するが如き法制が、實は同じ人間性に基く普遍性を有するものの歷史的社會的制約による表象に過ぎぬことが解明せられる場合もあるであろうし、逆に又、一見極めて類似する法制でありながら、その社會的經濟的意義、延いては法理念に於ては、全く對蹠的なものである場合も存するのである。法の比較法學的研究は窮まる處、人間の本質、人間性の探究にまで至るであろう。然しその人間性とは、教授の謂われる如き「自由欲求性」と「統制欲求性」というが如き、單純なものではないであろう。

八

次に比較法制史的研究（私は前述の理由よりしてそれを比較法學的研究とは稱しない）は、教授の最も得意とせら

れる處であり、私としては唯々啓發を受ける許りであるが、哲學者の思想の紹介は、かなり誤解せられていることがあるのを遺憾とする。

例えば、所有權の項に於て、ライナッハの「民法の先天的基礎」を引用せられる箇處に於て、「ライナッハは、所有權を以て『永久法の妥當する法的對象性』と稱し、所有權の概念の中には、一種の不可抗的な永遠の價値を內包するものの如く解しているが、これは明かに法制史上の事實に反する。……所有權に該當する觀念や表現の生じたのはローマ共和時代の後期からのことに過ぎない。」と指摘せられる。

然しそれは、ライナッハの先天的法學（apriorische Rechtslehre）の何たるかを知らないものである。ライナッハは法の世界に行われている先天的本質法則を私法の領域に於て探究せんとしたのであるが、ライナッハのいう本質法則は事實の關係とは根本的に性質を異にしたものなのである。本質法則はこれに反し、或るものがそのものである限り（例えば所有權が所有權である限り）恒に斯くある所の、若くは恒にかくあらざるを得ない所の先天的必然性を有するものなのである（もつともそれは思惟の必然性又は主觀の必然性ではなく、存在それ自體に卽して認められるべき客觀の必然性なのであり、その點がカント學派のアプリオリと根本的に異る現象學派の特質なのであるが）。

しかも、かく所有權の歷史性、社會性を强調し、永遠の價値を否定せられる教授が、自らの結論に於ては、所有權は人間の本質に基くものとして、人間が人間として止まる限り必ず私所有權を欲する、と斷定せられるのは、果して如何に解したらよいであろうか。

かゝる哲學者の思想の皮相的な理解は、「家族」の本質に關するカント・フイヒテ・ヘーゲルの所說の紹介にも現れている。

教授は、「カントは兩親と其子等との關係をも一の抽象的な法律關係として理解したのであり、……婚姻や親子の關係を、カントのように、（自然的、道德的關係を無視して）法規（lege）のみに基いて發生すると見ることの不當なるは勿論であるが」（二四一―二四二頁）と言つて居られるが、教授はカントのいう lege という意味を、眞に理解して居られるのであろうか。カントのいう lege は法學者のいう法や法律の意味とは異なるものである。カントによれば、lege とは道德的、實踐的法則であり、斷言命法を含む命題である。我々自身の理性を通つて、先天的に且つ無制約的に拘束する法則なのである。これだけいえば、カントの哲

學、倫理學に關心を有する人なら、カントのいう lege の意味は法律とは全然異なるものなることは直ちに氣付かれる筈である。カントが家族の道德的關係を無視したと考えるのは全くの誤解である。但し教授の指摘せられる如く、カントの家族觀は牽强附會的なる點を多分に藏して居り、カントの婚姻、家族觀を研究するものをして微苦笑を禁ぜしめ得ないものがある（特にその婚姻の定義の如き）。然乍ら、カントのかゝる見解も、カントのおかれた社會的、經濟的環境、卽ち資本主義社會の生育期に於て要請せられた、個人主義的、自由主義的法理の私法的表現（その市民法的性格よりして婚姻、親子の關係でさえも「一の抽象的な法律關係として」把握することが必要であつたのである）として、社會的、歷史的存在理由を有したものたることを忘れてはならない。

又、カントは兎も角として、次のヘーゲルが「法の哲學」に於て展開している家族觀の周到精密なることは、到底「冥想的觀念論であつて、家族という關係を完全に把握することはできない」等と簡單には片付け得ないものが存する、と私は信ずる。その詳細を今玆に紹介する餘裕のないことを遺憾とする、何れ別の機會に讓りたいが、「冥想的」とか、「觀念論」とかいうレッテルに捉れて、これら偉大なる哲學者らの家族觀の研究が顧みられないことのなき樣希わざるを得ない。

九

最後に――對象を私の專攻とする家族法の分野に限つて――疑問と思われる點を箇條書にして指摘してをきたい。

(1) わが古來の家族制度を全廢すべからざることを强調せられること。これは具體的に何を意味するものか了解し難いが、推測する所、教授にわが古來の家族制度全廢論は家族共同生活を破壞せんとするものと危惧されているのであろうか。それならば全くの危憂である。否定論者の云う所は、わが古來の家族制度は、その本質を科學的に究明すれば氏族制的或は家父長制的家族制度の類型に屬するものであり、「個人の尊嚴」と「兩性の本質的平等」の原理に基く民主々義的家族制度と相容れないものであるとして否定するに過ぎないのである。多くの民法學者からは、教授の主張こそ却つて、諄風美俗の美名にかくれて前近代的遺制を溫存せんとするものではないかと、疑念をもたれる惧れがあろう。家族制度とは「家族の構成及び機能を規律する制度」「形式」「規範」（一六六頁）であるから、家族共同生活それ自體や、夫婦親子間の愛情等は「民法學の對象」外である。この問題は多くの民法學者にとつては既に解決濟

の問題であると思うので、こゝではこれ以上は觸れないことにする。

(2) わが古來の家族制度に鑑みて、婚姻の成立については兩親の同意を必要とすべしと主張されること。これで問題となる點は(イ)教授の舊・新民法に對する理解が疑問視されること（舊法に於ても一定年齢以上は兩親の同意は不要であつたし、新法に於ても未成年者に關しては親の同意を必要とする）、(ロ)新法に於ては同意の意味が全く變つていることに氣付かれていないこと（家のため親のための同意でなく、その子の眞の幸福の爲に保育の責を負う親の義務として行わるべきもので、それは同意權ではなくしてむしろ同意義務である）、(ハ)觀方が一面的で同意を婚姻成立要件とすることによつて生じ得べき弊害に關しての考察がなされていないこと（親の同意を得ない爲に屆出をなし得ず、內緣關係に止まらざるを得ないこと等）であろう。私も成年者といえども愼重を期するためには親の意見を聽くことは望ましいと考えるが、民法は裁判規範であつて行爲規範ではないという教授の主張からいつても、法的要件とすべきではないであろう。

(3) 相續の面に於て、精神的存在としての家を存續せしむべしと主張せられること。この意見も(1)の批判に鑑みて無意味であろう。

(4) 家產制度の設定を提唱せられ、「農業資產相續特例法」に贊意を表せられること。こゝで注意せねばならぬことは、家產制度は各國夫々の特定の社會的經濟的事情を背景として有するもので、その歷史的社會的意味を充分に究明する必要があることと、「農業資產相續特例法案」は、新民法の原理とは矛盾するものであり、農地の零細化を防止するという消極的意味以上のものを有せず、而も農地零細化防止の手段は農業政策の全般的見地より別途に考慮さるべき問題であり、民法學者の多くは反對している法案であるということである。

以上私は教授の家族法に關する幾つかの提案には贊意を表しかねるのを遺憾とするが、教授の所說にも幾多の傾聽すべき高見の存することは勿論である。殊に、教授が家族法の基底をなすものは道德的宗教的性質なることを强調されることは私の共感を禁じえない處であり、多くの民法學者は、教授が指摘せられる處とは逆に、家族の法的原理にのみ眼を奪われて家族關係の本質は愛情に基く倫理的關係であることを忘れ勝ちの時、正に頂門の一針であろう。然し、家族關係に於ける法と倫理の複合的構造を具體的に法規やその解釋運營の上に如何に表現して行くかは、今後の

家族法學者に課せられた最大の課題であり、この點に關して、教授の更に明確な御教示を期待するものである。

十

本書は、教授の「民法學に關する歴史的理論的」研究である。然乍らその科學書としての價値は、主としてその歴史的研究に於て評價せらるべきものであろう。理論的研究としては、更に一層の精密性を期待したい。

以上かなり卒直に本書えの疑問を提出したが、それはいわば、小瑾を擴大して觀察したものであり、これらの弱點も本書全體の價値を貶すものではない。

教授の隨筆風の輕妙な筆致と、豊かな教養は、トムプソンやドーデェーの詩、或いは輕い挿話を交えて、しかつめらしい法律書とは異り、一讀卷を措く能わざらしむ。今から「民法を學び初めんとする人々」には、民法學えの興趣を湧き起させずには止まぬであろうし、「一通り民法學を聽講した人々」には、「民法學の對象」のいかに廣く、深いものであるかを教えて、更に一層の奮起を促すであらう。その意味に於て、本書は確かに、民法學界待望の書の一として民法學文献中に貴重なる座を占めるであらう。

淺學をも顧みず、忌憚なく疑問を提示した結果、禮を失した點も多々あつたことを省みて恥入る次第である。

教授は、「臺灣から引揚げ」られて「羽後平澤海岸にて」「病を養いつゝ」本書の筆を進められ「昭和二十二年七月二十八日午前零時二十分……擱筆」せられた。紹介者も昭和二十四年一月二十日午前零時二十分」筆を擱いて、南の國から遙かに北の果なる教授に敬意を表したいと思う。